

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 9 日（金） 午前 11 時 28 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・
重村委員・南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 5 日）から付託された事件
(閉会中の継続審査議案 1 件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 11 時 28 分 閉会 午前 11 時 46 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 10 月 9 日

文教産業常任委員長 重 廣 正 美

記 録 調 整 者 岡 本 功 次

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡潔に行われますようお願いいたします。それでは、9 月定例会で本委員会に付託されました閉会中の継続審査となっております議案 1 件について審査を行います。

9 月定例会議案第 21 号「令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

小林経済観光部長 湯本温泉事業特別会計の決算について、決算書では 313 ページから、また主要な施策の報告書では 85 ページになりますが、報告書の記載どおりであり特に補足説明はございません。以上でございます。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 どうもお疲れでございます。それでは何点か質疑をさせてもらいます。まず 1 点目は、今回の決算書に載っております収入未済額が 99 万 4,757 円ということで、滞納繰越分が 94 万 8,580 円というふうに記載がされております。それで過年度分の使用料の滞納については年々、執行部側もご努力をされ、支払われるその当事者の方も多分ご努力をされて、年々改善してきておりますけれども、残りのこの滞納繰越分 94 万 8,580 円について、ずっとここ 2 年ぐらい追っかけて見ると、80 万円から 90 万円前後の滞納繰越分というのがきちんと払われて、この数字が残っているという状況になっております。これからの見通しとして今年度で支払が迫り着くのか、もう 1 年、2 年なのか、ここらあたりの見通しをまず聞かせていただけたらと思います。

山下文化・国際交流班主査 今議員おっしゃるとおり、令和 2 年度の繰越額が 94 万 8,580 円、繰越にございます。前年度 194 万 3,337 円、その前が 284 万 2,787 円と、90 万円程度、毎年、執行部のほうで減額のほうに努めてまいりました。今年度についても当初、今年度中に支払いを全て完了したい旨のお約束等はしていましたが、今現在コロナの関係で経営的にちょっと厳しいということがありまして、過年度分全ての納入には至っていないという状況でございます。ただし、現年度分については、対象ホテルにつきましては、今納入をいただいております。ちょっと過年度分まではちょっといっていないということで、

今現在の状況でございます。

重村委員 コロナ禍の状況下であるので、今年度の見通しであったけど、不透明なところもあるというところで、はい。いろいろな社会情勢がありますので、配慮されながら的確な処理をお願いしたいと思います。それと次には、これは昨年度の決算でも申し上げましたけれども、結局、市で行うのはこのお湯を配湯する、そして 10 数軒あるホテル・旅館等からその使用料という形で料金を徴収すると。この特別会計はその業務一本と言っても過言でないような状況になってきてます。その中で一般会計繰入金が、その前年度事業の繰越を除いてもやっぱり 1,000 万円程度あると。事業規模がその繰越の工事費を除くと 2,000 万円を切るような状況の中で、やっぱり 1,000 万円近い繰入金を入れるという状況がこの会計にとって見えます。これは部長か副市長に見解を述べていただきたいんですが、今までの以前であればそこには恩湯、礼湯というのが存在していて、市民感情から言えばこの特別会計に多少の一般会計からの繰入金というのは仕方ないだろうと。安い入浴料で入らせていただける、そこには市民の福祉、いろんなことで市民も恩恵に預かる場面もありますけれども、この配湯だけの事業というふうに特化したこれからの特別会計の中で、一般会計の繰入金が 50%を超えると、これは市民に説明がつかべきものなのか。ここら辺りは私は今回の決算を通じて議論の余地が必要なのではないかというふうに思うんですが、この繰入金についての見解を部長若しくは副市長のほうで述べていただきたいというふうに思います。

小林経済観光部長 今の件について、私のほうからお答えさせていただきます。昨年の決算審査のときも委員さんのほうからご指摘があったようでございます。これは特別会計のその規模を問わず、地方財政法におきましてこの特別会計を設けることという規定が決まっております、今言われているのがその特別会計に置いておく意味があるのかどうかということ、そしてこの繰入金のパーセントがこれだけあるということは昨年も指摘いただきました。ただ、これは規模の如何、大小を問わず一応、特別会計を設けて運営していくというふうに定まっておりますので、内容的にはその経営状況というか、そういうのを検討しながら進めて行く必要があるかと思いますが、引き続き特別会計で経理を行うということでご理解をいただければと思います。以上でございます。

重村委員 ごめんなさい。私の言い方が悪かったかも知れませんが。この一般会計からの繰入金というのが、この会計規模にしたら非常に高い割合を占めていると。これの見解というのを是非聞かせて欲しいんですよ。例えば温泉というのは今度は民営化されて、例えば市民の方が湯本温泉に入ろうとなったときに、これは民営化されて料金も上がってます。以前は市直営だったから 150 円とか、そういう料金で入れたから、例えば市民の方もここに実は一般会計から繰入金、

応援金を入れて予算を調整していますよという説明はついたと思うんですよ。ですけど今度、この配湯事業だけになるとこれは 10 数社ある旅館・ホテルを主に生業をやっていく上での各企業の中で、本来は当然そこにこの特別会計で言えば使っていただいた分は払っていただく。それで会計が成り立つというのが本来、目的と言うか、正しい見方というふうに今度は市民の皆さんも、議会側もそういう見方をするのではないかというところで、この一般会計繰入金というのをどういう立ち位置で、どういう見解を持たれているかというのを聞きたいということです。

小林経済観光部長 すみません、読み取れませんが。要は受益者負担の原則はどうなんだろうということで、配湯料の件だろうと思います。これはしっかり、今 14 軒の施設に対して配湯を実施しておりますので、その辺はしっかりその会計の中で今の配湯の金額がちゃんと正しいのかどうかというのは、内部のほうで検討させていただきたいと思います。以上でございます。

重村委員 まさしく私もそこを指摘したいんですけど、私が議員になって丁度 12 年目になりますけど、この湯本の配湯料の単価を見直すという議論をした記憶がないんですよ。と言うのが、違うちょっと会計のことを言っただけですけど、上下水道とかもやっぱりその社会情勢に応じてどうなのかとかいう見直しの発言も執行部はされております。それで、何年前にこの料金というのは実質改定があって、それ以後されてないのか。これだけは教えていただいたらと思うんですが。

山下文化・国際交流班主査 配湯料金のことについてなんですが、今現行の消費税抜きの単価は 48 円という単価で頂いております。この制度が平成 26 年の 4 月 1 日から現行の金額となっております。その以前においては、平成 21 年の 4 月から平成 26 年の 3 月末までにおいては内税方式の 50 円という格好で頂いております。48 円の外税という格好で、今 50 円に近いような数字だと思うんですけど、その以前については合併してからは一応、100 トンまでが基本料金というふうになっておりまして 3 万 7,080 円で、101 トンから 200 トンまで、これは従量制というふうになっておりまして、1 トン毎に 370 円、201 トンから 400 トンまで、これが 1 トン毎に 360 円、401 トン超えについては 1 トン毎に 350 円というふうにして料金を徴収しておりました。現行の制度においては、26 年の 4 月 1 日から 48 円の外税方式という格好で徴収させていただいております。以上です。

岡田観光政策課長 すみません、現行のという言葉が出たので、ちょっと分かり難かったかも知れませんが、平成 21 年までは源泉を加熱して各温泉に配湯していた関係がありましたので、ちょっと 100 トンまでは 3 万幾らというような形で、そのあとは湧き出た温泉を源泉配湯という形で配湯しておりました。

たので、1トン当たり40数円というような形で、ちょっと分かり難かったかも知れませんが、そういう形で配湯方式が変わった関係上での単価の改正みたいなことは起きているということでございます。補足でございました。失礼しました。

重村委員 私の情報不足で大変申し訳ございませんでした。是非、先ほど部長のほうからもありましたけれども、現行の料金が適正なのかどうか。それで私はこの特別会計の規模を見たときに、ある程度の湯本温泉のまちづくり事業と並行するように、このお湯のタンクであるとかいうのも整備されてきたと思うんですね。ですから、ハード的なものはある程度一回落ち着いている状況ですので、是非この特別会計にあって一般繰入金、これが市民に説明できる金額なのか、そしてこの特別会計の歳入・歳出のバランスを見たときに、その利用料は適正なのかという議論を是非、一回していただけたらというふうに思っております。それではもう1点だけ質疑をします。実はこれは去年の決算議会で、先ほど部長が言われた特別会計、これは必要なのかという私が決算で見解を聞いて、県との関係もあって、特別会計というのは公営会計上、公営企業の体を成している限りは特別会計で置かざるを得ないという返事をいただいております。当時の経済観光部長がこのように答弁の中で言われております。

「こちらのほうは今後、指定管理者制度等の導入で公営企業の体を成さない、実際にその全体をどこかにお願いするという形になれば、一般会計での検討も可能ではないかと考えておりますので、アウトソーシングの方策も含めて検討のほうはしてまいりたいと考えております」というのが、これが1年前の答弁です。その後、このお湯の配湯自体の経営と言いますか、この事業ですね。アウトソーシングするという話は実際に進んでいるのか、それとも全くそれ以後は検討されていないのか、ご説明をいただきたいと思います。

岡田観光政策課長 確かにこれは1年前、この文教産業委員会の中でそういうご議論があったということは確認をさせていただいております。その中で配湯事業についてのアウトソーシング、指定管理というところについては、内部での検討の状況はありましたけれども、今のところ繰越しもあったり、施設の老朽化、まずはそちらのほうとか、実際のそういうところの施設または機能の洗い出しと言うか、そこの部分で指定管理に出してメリットが出るのかどうかというところを検討していかなければならないというところの認識は持っております。実際については、今まだそこまで一歩踏み出しているという現在のところではないんですが、今後、検討せざるを得ないという、検討していく方向であるというところは認識をしておるところでございます。

重廣委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「な

し」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。９月定例会議案第 21 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、９月定例会議案第 21 号は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 46 —